

第2章 ともに支え合う だれもが自由に 社会参加のできるまちづくりの推進のために

【施策1】ともに支え合う地域社会を築く

めざす方向

【互いに支え合い住み続けられる地域社会】

- 同じ地域で暮らす人々が互いを思いやり、支え合い、見守り合えるまちになっている。
- 区民自らが、見守り活動などを通じて人や暮らしの多様性を知り、今まで知らなかった地域社会の課題に気づきあう機会が増えている。
- 日常的な見守り合いを通じて、災害時の地域住民や団体の協力関係が強化されている。
- 区、地域住民、地域活動団体等、練馬区社会福祉協議会、練馬まちづくりセンターとの連携により、地域での支え合いや助け合いが効果的に行われている。
- 町会・自治会や民生児童委員が、地域福祉の基礎的な担い手として信頼され、活動をしている。

5年間の目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民が主体的に取り組む活動を支援し、互いが支え合う仕組みづくりに取り組みます。

(1) 平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりに取り組む

事業番号1

ひとりぐらし高齢者、障害者、子どもなどが、地域社会のなかで安心して暮らしていくよう、地域でゆるやかに見守る輪を広げ、見守り活動のすそ野を広げます。

地域では、高齢者の生活や子育てへの支援など、地域の身近な課題に区民が自発的に取り組む活動が活発に行われています。こうした自発的な活動が見守りの基盤になります。

出張所等を段階的に地域の見守りの拠点とすることを目指し、当面、モデル事業を実施しながら、検証し拡大を図ります。モデル事業では、練馬区社会福祉協議会と連携して、活動についての相談に応じたり、区民や団体間の交流の場を設けるなど、自発的な活動を側面から支援していきます。

地域活動団体や事業者等の日常の活動を通じて得られた、何らかの支援が必要な人の情報に、高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなどの専門機関が迅速に対応できるよう、情報をつなぐ見守りネットワークの拡充に取り組みます。

見守り活動に関心を持つ区民が増えるよう、地域の団体等と連携し、情報交換会の開催などに取り組みます。

これらの取組をとおして、災害時の要援護者支援の担い手増加につなげていきます。

現　況 ^(※)	平成31年度末の目標
(平成27年度より事業実施) モデル事業を実施している拠点数 2か所、準備1か所	モデル事業の検証、拡大

【福祉部管理課】

(※)「現況」欄は、原則として平成26年度末の状況を記載しています。ただし、
 平成27年度の状況を記載したものについては、その旨を明記しています。

コラム

ゆるやかな見守りの取組（気づき“あい”のあるまち）

大泉西地域（西大泉・南大泉）では、平成26年10月に、区が開講している地域福祉パワーアップカレッジ卒業生、認知症予防推進員、見守り訪問員、町会など有志10人が中心となって、『「気づき“あい”のあるまち」をめざす会』を発足しました。

この会は、地域の大きな課題となっている高齢者等の見守りについて考え、普及啓発を図ることなどを目的として活動を始めました。この会を中心となり、町会、民生児童委員協議会、青少年育成地区委員会、老人クラブ、避難拠点運営連絡会、商店会、見守りボランティアの

皆さんに呼びかけ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために何ができるかをテーマとして学習会などを行っています。

また、気づきのポイントをまとめたりーフレットを作成し普及啓発に努めるとともに、高齢者の見守りに加え、登下校時における子どもたちの見守りパトロールや声かけ（あいさつ）活動なども行っています。

(2) 災害時要援護者の支援を充実する

①要援護者の安否確認体制の強化 事業番号2

大地震などの災害時には、「歩行が困難」「身近に支援をしてくれる人がいない」など自力で避難することが難しい方（災害時要援護者）に対する支援が必要です。

区では、高齢者や障害者等で災害時に自力での避難が困難な方に対して、災害時要援護者名簿への登録を勧奨しています。名簿登録者に対しては、災害時に避難拠点（区立小中学校 99 校）に参集した民生児童委員、区民防災組織、ボランティア等の協力による安否確認を実施します。

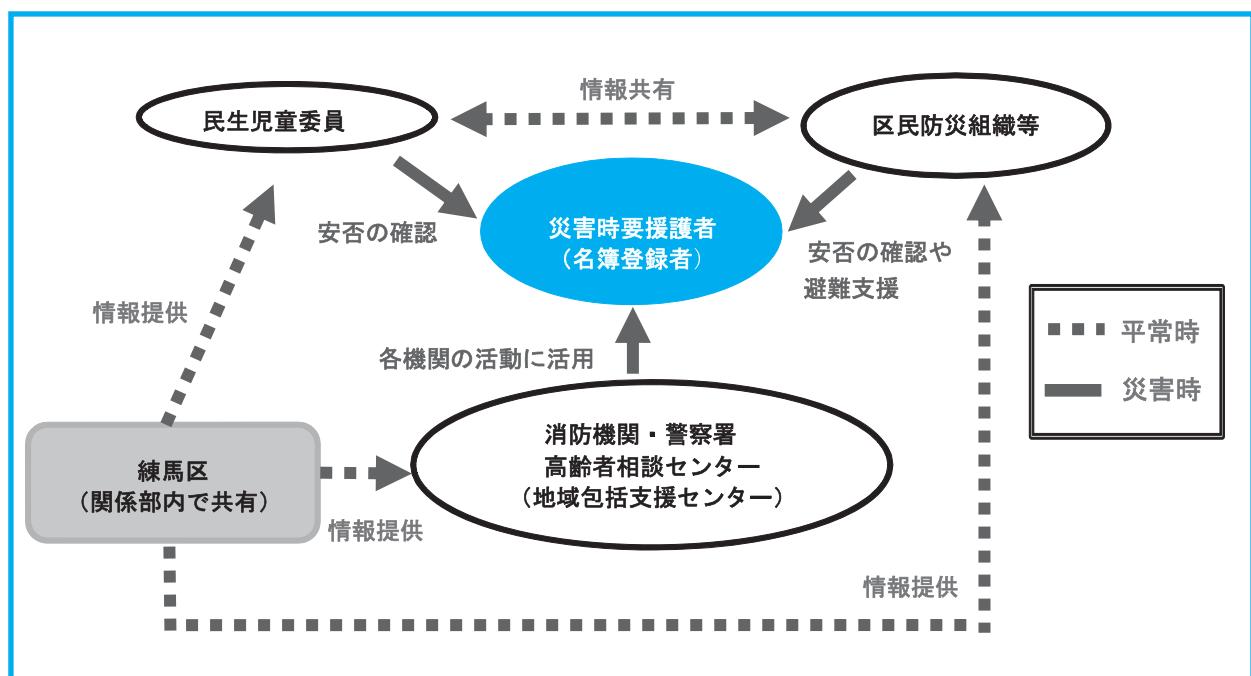
また、災害時要援護者名簿未登録者で災害時に避難の支援が必要な方については、区が保有する情報に基づく名簿を区内 4 か所の総合福祉事務所に配置します。災害時には、被害甚大地域を優先に、総合福祉事務所を拠点として区職員を中心に安否確認を行う仕組みを構築します。

併せて、ケアマネジャーや介護・障害福祉サービス事業者等との連携により、要援護者に対する災害時の生活支援体制を強化します。

現　況	平成 31 年度末の目標
災害時要援護者名簿登録者数 26,061 人	支援体制の充実

【福祉部管理課】

【災害時要援護者名簿の活用イメージ】



②福祉避難所の拡充

事業番号3

区では、すべての区立小中学校を避難拠点として指定し、大規模災害時には避難者を受け入れます。

この避難拠点での避難生活が困難な要援護者を受け入れる福祉避難所¹を、平成27年度から5年間で新たに3か所指定し、計40か所にします。

福祉避難所に指定している施設には、無線機を配備するなど、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。

また、区外の福祉避難所との相互利用に向けて、近隣自治体との協定締結等を検討します。

現　況	平成31年度末の目標
福祉避難所　37か所	福祉避難所　40か所

【福祉部管理課、障害者施策推進課、高齢社会対策課】

¹ 区内のデイサービスセンターや福祉園、特別支援学校などを指定し、災害時に必要に応じて開設します。

取組項目2

地域の福祉力を支える担い手を応援する

区では、地域に暮らす住民が協力して、子どもから高齢者まで、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

区内では、町会・自治会をはじめ、民生児童委員、非営利地域福祉活動団体など、さまざまな団体が地域の福祉を支える活動を行っています。

こうした各団体の地域に密着した活動をより活性化するため、地域福祉を担う人材の育成や地域福祉活動への参加者のすそ野を広げる取組を行い、地域の福祉力の向上を図ります。

(1) 町会・自治会活動の支援 事業番号4

町会・自治会²は、長年にわたる活動実績と地域に根ざした強い結びつきとを持って活動しています。近年、住民の地域活動への関心の低下とともに、参加者の減少や担い手不足、役員の高齢化などによる活動の停滞が懸念されています。

近隣同士の相互扶助機能の基盤として地域住民の身近な生活課題に包括的に対応する町会・自治会について、引き続き加入促進の取組を支援します。

また、地域の人材活用に関する先進的取組の情報を収集・発信しながら、各町会・自治会の実情に応じた担い手づくりを支援します。

現　況	平成31年度末の目標
加入世帯数 約140,000世帯	加入世帯数の増加

【地域振興課】

(2) 民生児童委員の活動支援、制度の周知 事業番号5

民生児童委員は、地域における最も身近な相談役です。地域住民の立場で生活上のさまざまな問題について幅広く相談や援助を行い、支援を必要としている区民と区とのパイプ役を果たしています。

民生児童委員の周知を促進し、地域住民の理解を深めるとともに、地域の団体、関係機関等と連携して解決にあたるネットワークの充実に取り組みます。

現　況	平成31年度末の目標
民生児童委員の周知	民生児童委員活動の充実

【福祉部管理課】

² 町会・自治会は「地縁型」の地域活動団体であり、区内には約250の団体があります。

(3)「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の充実 事業番号6

区では、平成19年10月「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の実現を目指し、地域福祉を担う人材の育成と育成した人材を活かす仕組みづくりとを目標として地域福祉パワーアップカレッジねりまを開設しました。これまで1期生から7期生197名が卒業し、現在、8期生と9期生が在籍しています。

多様なカリキュラムと多彩な講師陣をそろえ、2年間の修学期間で高齢、子育て、障害、貧困など幅広く福祉について学び、卒業後はさまざまな地域活動を行っています。

今後は、さらに実践的なカリキュラムの充実や地域活動団体との交流機会の充実を図ります。

現　況	平成31年度末の目標
(平成27年度) 1期生～7期生卒業、9期生入学 卒業生の地域活動の割合：7割程度	1期生～13期生卒業、15期生入学 卒業生の地域活動の割合：7割程度

【福祉部管理課】

(4) NPO法人（特定非営利活動法人）等の活動支援 事業番号7

NPO法人（特定非営利活動法人）やボランティアなどは、地域のさまざまな生活課題に対して、自主的・主体的に取り組んでいます。

NPO法人等の活動が活発化し、公共活動の担い手として期待が高まるなか、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。

引き続き、練馬区NPO活動支援センターの事業を通じて、NPO法人等の設立、運営の強化、活動の充実につながる支援をしていきます。

現　況	平成31年度末の目標
NPO法人等の活動支援	充　実

【地域振興課】

(5)(仮称)地域福祉フェスタの実施 事業番号8

区では、地域福祉に関心のある方を対象に、地域活動に参加するきっかけづくりの場として地域福祉入門セミナーを実施しています。また、地域福祉活動を行う団体間のネットワークを広げる機会を提供する「地域福祉活動団体交流会」の開催や、団体の活動内容について広報・周知するなどの支援を行ってきました。

こうした取組を統合し、より多くの区民が参加できる催しとして、「(仮称)地域福祉フェスタ」の開催に向けた検討を進めます。

現　況	平成31年度末の目標
事業化の検討	実　施

【福祉部管理課、練馬区社会福祉協議会】

コラム

自ら解決！「地域福祉パワーアップカレッジねりま」

地域福祉パワーアップカレッジねりま（略して「パワカレ」と呼ばれています）は、地域で活動する意欲のある区民等を主な対象として開設しました。授業は、講義だけでなく討議やワークショップ、施設見学、インターンシップなどを取り入れています。授業運営への主体的な関わりや学生が企画・運営するカレッジ祭をとおして、地域の課題に自ら取り組む姿勢を学んでいます。20代から80代の学生たちは、ワークショップ等の授業では時にぶつかりながら議論を重ね、課題に取り組む過程のなかでお互いを知り、理解しあい、卒業後の活動の仲間を見つけていきます。

卒業後の活動分野はさまざまです。地域住民の居場所づくりを目指して立ち上げた相談情報ひろば「まちの駅 大泉学園」は、パワカレで学んだ「人との接し方」を活かして活動しながら、地域の小学校で開催される避難訓練や防災会議へも積極的に参加しています。「NPO法人 健生会」は、健康をテーマに活動し、期を越えたパワカレ生が加わり、ニュース発行、サークル活動、障害児者との交流などを行っています。オカリナ演奏を通じて地域活動に参加している「虹の会」と「りぼん」は、定期的に福祉施設を回っています。パワカレと一緒に学んだ同期生とともに立ち上げた子育て支援団体の「ハッピーひろば」は、



利用者だった方がボランティアとして参加したり、地域の町会等と連携し高齢者のためのサロンを開催するなど活動を広げています。「練馬ボッチャクラブ」は、ボッチャというパラリンピックスポーツをとおして、障害の有無や年齢に関わらず交流できる場を提供しています。障害のある方はもちろん、高齢者、子どもにも人気です。歌と体操など音楽をとおした地域活動を行っている「パワーアップシンガーズ“SOLE”」は、期を越えた仲間を増やし、区内の高齢、障害等の福祉施設で活動しています。「ケアラーズカフェ Co もれび」と「よろずほっとホット」は、自宅を開放した居場所づくりを行っています。

ほかにも民生児童委員、町会・自治会への参加など、卒業生は幅広く、連携しあいながら区内全域に活動を広げています。

取組項目3

地域課題を自ら解決する力を引き出す

区民が広く地域のできごとに関心を持ち、それぞれの立場で地域の活動に関わることが地域福祉の推進につながります。

また、地域で発生するさまざまな課題を解決するためには、自ら取り組んだり、公的なサービスを利用したりするだけではなく、地域住民相互の支え合い（互助）による活動が重要です。

だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、地域における人と人とのつながりの輪を広げ、身近な地域で主体的に課題解決に取り組む地域住民の活動等を支援していきます。

（1）地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

事業番号9

区では、地域での支え合いの力を高めることを目的として練馬区社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター³を配置し、地域福祉推進の基盤となる地域支援ネットワークの構築を進めています（小地域福祉活動の推進）。

地域福祉コーディネーターは、町会・自治会単位の身近な地域で行われる住民同士の支え合い、助け合いの活動が活性化するよう、さまざまな側面から支援を行います。また、ゆるやかに見守り合える地域づくりのモデル事業を支援するほか、「生活支援コーディネーター⁴」の役割も担いながら地域への働きかけを行っています。

こうした取組に加えて、練馬区社会福祉協議会では、地域の住民や活動団体に対して「地域福祉協働推進員⁵」への登録を呼びかけ、暮らしている地域に关心を持ち、住民同士がつながりながら地域づくりに関われるよう支援していきます。

現　況	平成31年度末の目標
地域福祉コーディネーターの活動地区　2地区 ⁶	活動地域の拡大
「地域福祉協働推進員」登録の呼びかけ	700人

【福祉部管理課、練馬区社会福祉協議会】

³ 住民や活動団体等に働きかけて情報の収集や提供を行い、相互に連携しながら住民による支え合いが広がるよう、支援を行う「地域のつなぎ役」です。

⁴ 地域での支え合いを推進するため、ボランティアなどの活動を希望する元気な高齢者と生活支援サービスを提供する事業者や団体等との橋渡しを行います。

⁵ 日々の暮らしのなかで、地域づくりのためのちょっとした行動や活動を近隣同士で共有し、つながりながら、地域づくりに関わる一般の区民です。

⁶ 小地域福祉活動に取り組む地域の範囲は、民生児童委員地区協議会（20地区）の範囲や高齢者相談センター支所（25か所）の管轄エリア（人口3万人～3.5万人）を想定しています。

コラム

練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的として設置されている社会福祉法人です。地域住民、社会福祉関係者、福祉・医療など関係機関の参加・協力のもと、福祉分野における専門性と関係機関等の連携・調整を図る機能とを活かし、住民が住み慣れた地域で安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現に向けた活動を行っています。

練馬区社会福祉協議会では、「つながりのある地域をつくる」ことを目指して、以下のような取組を行っています。

地域生活における さまざまな相談の対応

- ・何か社会のために役立ちたい、という
思いを実現するために
⇒ボランティア・市民活動の相談、支援
- ・判断能力に不安がある方が安心して福
祉サービスを利用できるように
⇒福祉サービス利用援助事業、成年後見
制度の利用支援
- ・生活上の困難な課題を抱えている方が
生活を整えられるように
⇒自立に向けた相談、支援
- ・障害がある方が地域で豊かに生活でき
るよう
⇒生活や働くことに関わる相談、支援

小地域福祉活動の推進

住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域の皆さんのが地域課題に気づき、育ちあい、地域の福祉力を高める活動に主体的に取り組めるよう「地域福祉コーディネーター」を配置するとともに、「地域福祉協働推進員」の登録を呼びかけながら、地域づくりを支援しています。

<小地域福祉活動の例>

- ・ご近所の見守り・声かけ活動、個別
訪問活動
- ・地域住民が気軽に集まり交流できる
場の開催
- ・食事サービス、家事援助活動、外出
支援
- ・住民懇談会（講演会、勉強会など）
の開催
- ・地域住民の安全確保（通学路の見守
り、地域防犯パトロールなど）
- ・災害時に向けた準備、災害時の要援
護者支援体制づくりなど

区では、練馬区社会福祉協議会と協働して、地域の皆さんのが住みやすいまちづくりに取り組み、支え合いの活動ができるよう応援しています。

(2) ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実

事業番号 10

だれもが地域の一員として快適に生活し、自由な行動と社会参加のできるまちの実現のため、福祉分野とまちづくり分野の取組を横断するユニバーサルデザイン推進ひろば事業を行っています。正しい知識や必要な情報の提供など、福祉のまちづくりに積極的に取り組む区民、事業者等の支援を行います。

現　況	平成 31 年度末の目標
事業の実施	充実

【福祉部管理課】

コラム

まちづくりセンターとユニバーサルデザイン推進ひろば

ユニバーサルデザイン推進ひろばは、区民、事業者とともに福祉のまちづくりを推進するため、区民等が気軽に立ち寄って、ユニバーサルデザインについて学び、相談し、支援を受けることができる拠点です。

ユニバーサルデザイン推進ひろばを運営する練馬まちづくりセンターは、公益財団法人環境まちづくり公社に設置され、まちづくりや景観に関する専門家派遣による区民活動の支援や調査研究等、さまざまなまちづくり推進事業を行っています。

一般に、都市環境の整備には、ハード分野とソフト分野⁷の両面から取り組む必要があるとされています。ユニバーサルデザイン推進ひろばは、ハード面の課題（物理的なバリア）とソフト面の課題（制度・情報・こころのバリア）を一体的・連続的な課題ととらえ、この課題解決を区民・事業者とともに進めるための拠点となるものです。

区民の力、地域の力を育み、つなげることにより、ともに考え取り組むことのできる地域活動団体や施設、事業者、設計者、個人を増やし、すべての人がともに生活できる空間の整備と、人と人との相互理解によるネットワークを形成することを目的としています。



⁷ バリアの解消のためには、公共交通施設、道路等の公共施設、建築物の整備などハード面の取組と、わかりやすい情報提供や意思表示等を支援するための人的支援などソフト面の取組を一体的総合的に進めることが必要です。

(3) やさしいまちづくり支援事業の創設

事業番号 11

平成 18 年度から実施してきた福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業を拡充し、やさしいまちづくり支援事業に取り組みます。本計画の取組の視点や施策に沿った、区民自らが主体となる創意工夫あふれる企画提案事業に対し、活動費の一部助成やアドバイザー派遣などの支援を行います。

現　況	平成 31 年度末の目標
助成対象団体数 15 団体	年間 15 団体への支援 (助成対象団体数 延べ 75 団体)

【福祉部管理課】

コラム

「相談情報ひろば（みんなのふれあいサロン）」はどんなところ？

区では、第 1 期地域福祉計画（平成 18 年度～22 年度）を策定する際に、区民の提案を受けて「相談情報ひろば」を事業化しました。

地域では、さまざまな団体が福祉の向上に向けた活動を展開しています。

こうした活動のうち、つぎの内容を総合的・継続的に提供する場を「相談情報ひろば」と位置づけ、実施団体に対して運営経費の一部を助成するなどの支援を行っています。

①ご近所同士の語らいの場、趣味活動の場として使うことができる

- ②地域の行事や催し物などの情報を集め、掲示・提供している
- ③「身近な相談相手」として、日常の困りごとや悩みなどを相談できる
- ④地域福祉活動の拠点としての役割を担う

相談情報ひろばでは、このほか各団体の創意工夫によって、その持ち味や特色を生かしたさまざまな事業が行われています。

平成 27 年 12 月現在、区内には、11 か所の「相談情報ひろば」が開設されています。

その他の取組項目

事業番号 12 災害ボランティアセンターの運営	大規模な災害が発生した際には、被災者のニーズを把握し、ボランティアのコーディネーターを担う災害ボランティアセンターの運営を練馬区社会福祉協議会と連携して行います。	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会
事業番号 13 ボランティア活動等への支援	地域福祉の向上につながるボランティア活動や区民が主体となる地域福祉活動の支援を行います。	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会
事業番号 14 非営利地域福祉活動団体⁸への支援	家事援助・介護サービス、食事サービス、移動サービスなどの提供を行っている団体に対して、資金面や運営面の支援を行います。	福祉部管理課
事業番号 15 「相談情報ひろば（みんなのふれあいサロン）」事業の支援	地域活動団体が運営する「相談情報ひろば（みんなのふれあいサロン）」の活動の周知や運営経費の一部を助成します。	福祉部管理課
事業番号 16 福祉のまちづくりサポーター育成事業の推進	区では、さまざまな立場の人々、福祉のまちづくりに関心のある区民、専門家等を福祉のまちづくりサポーターとして登録しています。 サポーターは、より利用しやすい道路、公園、施設、サービス等の整備や改善を行うための活動を行います。	福祉部管理課
事業番号 17 居場所づくりの創出支援	だれもが気軽に立ち寄って会話や交流を楽しめる居場所（サロン）の役割を再評価し、身近な場所の利活用など、開設・運営を目指す区民への効果的な支援方策を検討します。	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会

⁸ 営利を目的とせず、練馬区民を主な対象とした福祉活動を行う民間団体

【施策2】ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める

めざす方向

【だれでも行きたい場所へ出かけられる】

- だれもが地域のつながりや活動への「第一歩」を踏み出しやすいまちづくりのため、さまざまな施設のバリアフリー化が進められ、すべての人にとって安全かつ円滑に利用できるよう改善が継続的に行われている。
- 多数の区民が利用する建築物、公共交通施設、道路、公園などが相互につながりを意識して整備され、まち全体としての利便性や快適性が向上している。
- 区民の生活に欠かせない身近な店舗などの民間建築物がバリアフリー化され、高齢者、障害者、子育て世代、外国人などだれもが利用しやすくなっている。
- 整備や改善にあたっては、多様な利用者の視点が反映されている。

5年間の目標

駅を中心に主要な施設を結び安全、快適に移動できる経路を増やします。
多様な人の視点を取り入れた区立施設や区立公園の整備、改善を行います。
小規模な店舗、診療所等の出入口やトイレのバリアフリー改修を促進します。
バリアフリー設備の適正な運用について管理者の理解を促進します。

取組項目 1

使いやすい公共施設・スムーズに移動できる経路を増やす

公共交通施設、道路、公園、建築物などそれぞれのバリアフリー化を着実に進めることと併せて、それぞれの施設相互のつながりを意識した整備を進めます。例えば、建築物と道路等が相互に接する部分について連続的に整備されるよう調整に努めます。

また、建築物等の整備にあたっては、より使いやすい整備を行うため、高齢者、障害者、子育て世代など多様な利用者の意見を聞き、その視点を設計等に反映する取組を進めます。

(1) 駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の

ユニバーサルデザイン化

事業番号 18

駅周辺では主要な施設と駅等を結ぶ経路について、より安全に移動できる整備の方針や手順等のガイドラインを定め、さまざまな部課が連携し整備、改善を進めます。

現　況	平成 31 年度末の目標
対象路線の検討	ガイドライン策定 主要駅周辺経路指定

【建築課、計画課】

(2) より使いやすい区立施設、区立公園の整備

事業番号 19

区立施設や区立公園は、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、率先して練馬区福祉のまちづくり推進条例に定める整備基準へ適合するよう努めます。

一定規模以上の区立施設の新築または区立公園の新設、大規模改修などの際には、設計の段階で高齢者、障害者、子育て世代など多様な利用者から意見を聞き、より効果的な整備を行います。

また、設計、施工、施設管理を通じて利用者の特性とニーズの把握に努め、優れた整備や運営についての手法等の蓄積と情報発信に努めます。

現　況	平成 31 年度末の目標
意見聴取事業実施施設 平成 22 年度～26 年度 延べ 4 件（改修）	意見聴取事業実施施設 平成 27 年度～31 年度 延べ 8 件（新築・新設・改修）

【建築課、施設管理課、道路公園課】

(3) だれもが利用しやすいスポーツ環境づくり

事業番号 20

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが安心してスポーツ活動ができるよう、体育館、プール、運動場の改築や改修にあたってバリアフリー化を推進します。

主要なスポーツ施設のだれでもトイレやベビーベッド等の整備はほぼ完了していますが、さらなる利便性向上を目指し、施設の改築、改修に併せてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を行います。

現　況	平成 31 年度末の目標
体育館、プール等の だれでもトイレの設置	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備 ((仮称) 練馬総合運動場公園内屋外スキー 施設整備、総合体育館改築 (設計))

【スポーツ振興課】

コラム

練馬区福祉のまちづくり推進条例

練馬区は、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心して快適に暮らし続けられる地域社会の実現を目指して平成 22 年 3 月に「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定しました。制定には多くの区民が会議やワークショップに参加し、練馬区らしい新たなユニバーサルデザインのルールづくりを目指しました。

条例では、建築物、道路、公園、駐車場、駅等の整備について、練馬区独自の基準等を設けました。例えば、バリアフリー法と比較し、より小規模な店舗や診療所等もバリアフリー整備の対象としています。

また、区には先導的役割を、民間事業者には所有する建物等のバリアフリー化への努力を、区民には施設利用時のマナーなどを求めています。

併せて、普及啓発、情報提供、利用者の意見を設計に反映する仕組みなどについても定め、総合的に福祉のまちづくりを推進することとしています。



高齢者、障害者からバリアフリーに関する意見を聞き、より使いやすい整備を検討

取組項目2

安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす

商業施設や医療施設をはじめとする区民に身近な建物が、高齢者、障害者、子育て世代、外国人などだれもが安心して利用できることは、地域の交流を育み、つながりのある地域形成を促進します。練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づき、新築や増改築等の際にはより水準の高い整備を誘導するとともに、設計者や建物所有者等がユニバーサルデザインへの理解を深める取組を推進します。

(1) 安心・快適なトイレ普及（福祉のまちづくり整備助成制度）

事業番号 21

民間建築物（診療所、店舗、共同住宅等）のバリアフリー改修費用の一部を助成し、既存建築物の改修促進を通じて、高齢者、障害者、子育て世代などに利用しやすいトイレを増やします。また、トイレ情報などのホームページ掲載等、事業者の自主的な取組を促し、区民の外出に役立つ情報提供を検討します。

現　況	平成31年度末の目標
バリアフリー助成 131件（累計）	バリアフリー助成 280件（累計）

【建築課】

(2) 設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積

事業番号 22

利用者のニーズ等の収集、効果的な手法や留意事項の共有など、ユニバーサルデザインの視点から設計や施工等の技術向上につながるデータ蓄積を進めます。これにより、設計者、施工者、施設管理者が、利用者の多様なニーズを理解し、きめ細かい配慮を行えるよう支援します。

現　況	平成31年度末の目標
事例紹介等勉強会の実施	優良事例および留意事項集の作成 技術者対象研修の実施

【建築課、施設管理課】

コラム

福祉のまちづくりのこれまでの取組

<建物>

4年間で380施設以上に、新たな車いす対応トイレができました

平成23~26年度、建築物の新築等に伴い区内約380施設に車いす対応トイレが新たに設けられました。

建築物のバリアフリー化は、平成22年度の練馬区福祉のまちづくり推進条例制定によって大きく進展しました。より小さな店舗、診療所、共同住宅のバリアフリー化が進み、既存建築物でもバリアフリー改修助成を活用する店舗が増加しています。



助成金を活用し、小規模店舗に新たに使いやすいトイレを設置した例

<道路>

歩きやすい環境を整備しました

平成22~26年度の5年間で、区内97か所の交差点の歩行者横断部において改良工事を行いました。視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道部と車道部間の段差解消など、より安全で歩きやすい道路環境の整備に取り組みました。

<公園>

新規開設および改修にあわせて施設をバリアフリー化しました

平成21年度に改修を行った区立豊玉公

園（通称「タコ公園」）では、「みんなのタコ公園かいぎ」を立ち上げ、障害がある方々とともに議論を重ね、ユニバーサルデザインモデル公園としての整備に取り組みました。改修後は、だれもが楽しめる公園として、お花見の時期はもとより、人気のタコのすべり台など、幅広い世代の方々に利用されています。

<駅>

区内全駅でバリアフリールートが確保されました

平成18年に施行されたバリアフリー法は、鉄道駅の出入口からホームまでの経路についてバリアフリー化された経路を1以上設けることを求めています。平成23年8月、区内21駅すべてにおいて、バリアフリー化された経路が1経路以上確保されました。区では、さらなるバリアフリー化を促進するため、事業者に働きかけを行っています。

<駅周辺等>

まちづくりに合わせてユニバーサルデザインに配慮しました

大泉学園駅北口地区では、再開発事業の完了により大きく変化しました。南北をつなぐペデストリアンデッキを設け、再開発ビル2階の床を駅改札口の高さと合わせることで、ペデストリアンデッキ内の段差をなくしました。また、区内で初めてペデストリアンデッキにエスカレーターを設けました。再開発ビルの外周は、新たに歩道を整備し、みどりを配置し、やすらぎのある歩きやすい空間を演出しています。

その他の取組項目

事業番号 23 だれでもトイレの整備推進（学校、公園、民間施設）	公共施設等総合管理計画等に基づき、大規模改修等の機会をとらえて整備を推進します。また、福祉のまちづくり推進条例に基づき、民間施設のだれでもトイレ整備を促進します。	施設給食課 道路公園課 建築課
事業番号 24 駅のバリアフリー化の促進	より安全で快適な乗り換えを実現するため、エレベーターの増設など、さらなるバリアフリー化について鉄道事業者に働きかけます。	交通企画課
事業番号 25 公共的建築物のバリアフリー整備状況等の公表	公共的建築物の新築等に併せ、整備を行ったバリアフリー設備等についてホームページ等で公表します。	建築課
事業番号 26 施設運営者・管理者向け適正な維持管理に関する研修	区立施設等の施設運営・管理に携わる職員や民間事業者を対象に、バリアフリー設備等の適正な維持管理について研修を実施します。	建築課
事業番号 27 道路のバリアフリー化・無電柱化の推進	多くの人が日常生活で利用する公共施設等を結ぶ道路においてバリアフリー化や無電柱化を実施し歩きやすい道づくりを目指します。	計画課
事業番号 28 公園のバリアフリー化の推進	スポーツや花の名所など国内外から多くの人が訪れるような魅力的で特色ある公園整備において、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進など、だれもが楽しめる公園づくりを目指します。また、既存公園については、改修等に併せて出入口等のバリアフリー化に取り組みます。	道路公園課
事業番号 29 放置自転車対策	従来の自転車駐車環境だけでなく、買い物客が利用しやすい短時間は無料で利用できる自転車駐車場整備を推進し、歩行者や車いす利用者などが安心して通行できるまちづくりの実現を目指します。	交通安全課
事業番号 30 自転車走行空間の整備推進	都市計画道路の整備に際して、自転車レーン等の設置を推進します。	交通安全課
事業番号 31 福祉連携緑化事業	区内の公園や施設周辺の植栽に草花を増やします。維持管理にあたっては障害者施設等利用者と地域のボランティア等が協力する取組を行います。	みどり推進課

【施策3】多様な人の社会参加に対する理解を促進する

めざす方向

【多様な区民が暮らしやすいまち】

- 互いの個性を認め合い、だれもが地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる。
- 多様な人の立場や心身の状況によりバリアがあることに気づき、理解しようと努めている。相手のために自分ができることを学ぼうとしている。
- だれもが使いやすいうように整備された設備や案内表示の必要性について理解し、望ましい状態が続くよう区民が積極的に協力している。
- まちなかで困っている人を見かけたときに気軽に声をかけ、行動することができる。

5年間の目標

地域のなかの物理的バリアや制度・情報・意識のバリアについての学びをとおして、多様な人の社会参加に対する理解の促進に取り組みます。気軽に声がかけあえる、外出しやすい環境をつくります。

取組項目 1

学び合いで、個性をのばし、感性を育む

高齢者、障害者、妊婦や子ども、ケガをした人、外国人など多様な人の立場や状況を知り、自分には感じられなかつたバリア（障壁）が地域にあることを学ぶ場を提供します。互いを「知らない」ことから生まれる「偏見」や「差別」のない、だれもが暮らしやすいまちの実現に取り組みます。

また、区立学校（園）では平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピックを契機として、国際理解教育の充実やオリンピック・パラリンピック教育推進校の取組を通じ、多様な人の立場にたって物事を考え、判断・行動できる力を育みます。

また、だれもが気軽に参加できる「(仮称) ユニバーサルスポーツフェスティバル」を開催します。

（1）小学生ユニバーサルデザイン体験教室の拡充

事業番号 32

小学生ユニバーサルデザイン体験教室は、小学生が段差など身近なバリアの体験や障害のある方などの話を通じ、まちのなかにあるバリア等へ興味関心を高め、多様な人に対する理解を促進するための講座です。

また、学校独自でも取り組めるよう講座の内容をメニュー化した体験教室実施マニュアルを作成します。

現　　況	平成 31 年度末の目標
体験教室実施マニュアル作成の検討	体験教室実施マニュアルの作成

【福祉部管理課、教育指導課】

（2）多様な人との相互理解の促進

事業番号 33

高齢者、障害者、子育て世代、外国人など、多様な人々が気軽にまちに出て交流を行うためには、公共交通施設や道路、建物などのバリアフリー整備や相互理解など、どんなことが必要なのかを学び、理解を深めることができます。だれもが地域の一員として快適に生活できるよう、ともに支え合い、自由に社会参加できるまちの普及啓発に取り組みます。

現　　況	平成 31 年度末の目標
—	相互理解のための小冊子の作成

【福祉部管理課】

コラム

小学生ユニバーサルデザイン教室では何をするの？

区内小中学校では、各教科において多様な人に対する理解を深める学習の機会があるほか、総合的な学習の時間等を活用し福祉教育に取り組んでいます。

福祉のまちづくり総合計画（平成23年度～平成27年度）においても、練馬まちづくりセンターとの協働により「小学生ユニバーサルデザイン体験教室」を実施してきました。



小学生ユニバーサルデザイン体験教室は、障害のある方等が講師となり、車いす体験や多様な人との出会いをとおして、多様性に対する理解、思いやりの気持ちや行動につながるようプログラムされています。また、学習後のまとめや発表によって、発表会に参加した保護者や地域住民への啓発を行っています。

取組項目2

利用しやすい情報・案内で安心・快適な生活を支える

現代は大量の情報があふれています。だれもがともに暮らし社会参加のできるまちを実現するために、すべての区民が生活に必要な情報を入手できることが必要です。

生活に必要な情報には「行政からの情報（福祉サービスを含む）」、「身近な地域における生活情報・ルールに関する情報」、「災害時の情報、事前の防災情報」などがあります。

高齢者、障害者、外国人などが情報を得ることが困難な状況も想定し、必要な情報を適切に入手できるよう、情報通信技術等を活用しながら、わかりやすく効果的な情報提供を行います。

（1）印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの活用

事業番号 34

だれにでもわかりやすく、受け取りやすい情報発信を進めるため、文字の大きさ、字体、配色など表現方法に配慮する事項をまとめた「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、職員の意識向上に向けて取組を進めていきます。

現　況	平成31年度末の目標
印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの作成	取組の定着・向上

【広聴広報課】

（2）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報バリアフリーの推進

①地図情報と連携したバリアフリー情報の発信

事業番号 35

移動手段や目的地に関わる情報を事前に得て、だれもが気軽に外出できるよう、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、区立施設や駅など公共的施設のバリアフリー状況がわかる地図情報を発信します。情報の発信にあたっては、スマートフォンからの閲覧やバリアフリー設備の検索等、技術の進展を踏まえた使いやすい情報の提供に努めます。

現　況	平成31年度末の目標
—	公共施設等バリアフリー情報のポータルサイトの構築

【福祉部管理課】

②イベント等におけるＩＣＴの活用

事業番号 36

だれもがさまざまなイベントに参加し楽しむことができるよう、展覧会や舞台鑑賞などでの音声ガイド等の導入や、練馬区の魅力の収集・発信ツールとしてのスマートフォンの活用策など、ＩＣＴの活用について検討します。

そのほか、練馬区民事務所の窓口に通訳者とつながったタブレット端末を設置し、外国人住民の方が的確なサービスを受けられるようにします。

現　　況	平成31年度末の目標
—	音声ガイドを活用した展覧会等の開催

【文化・生涯学習課】

コラム

カラーユニバーサルデザインって　なに？

色覚（色の感じ方）は、味覚や臭覚と同じように人によってさまざまです。このため、見やすくするためにつけられた色使いが、かえって見分けにくくなり、情報を正確に受け取れない人がいます。また、一般的な色覚であっても、老化や疾病などにより色の感じ方が変化する場合もあります。できるだけ多くの人に分かりやすく正しく情報が伝わるように、色の使い方などあらかじめ配慮する

ことを「カラーユニバーサルデザイン」といいます。

例えば、カレンダーで休日を表す赤い文字は、黒い文字との区別がつきにくい人がいます。できるだけ多くの人に見分けやすい配色を選んだり（赤色の代わりに「赤だいだい色」を使用するなど）、休日を四角で囲む等、平日と区別して見分けやすくする工夫が必要です。

※下図はイメージです。



地域には高齢者、障害者、子育て世代、外国人など、さまざまな人が住んでいます。だれもが住み慣れた地域で、地域の一員として快適な生活を送ることができるまち、互いに異なる個性に気づき、認め合うことのできるまちを目指します。成熟社会にふさわしい区民、事業者、区の役割を検討し、やさしいまちづくりの取組のすそ野の拡大に取り組みます。

(1) 「まちを笑顔にするための第一歩」の推進 事業番号 37

区内の事業者、店舗、団体等に対し、まちを笑顔にするための小さな行動（第一歩）を実践するよう働きかけ、地域全体でやさしいまちづくりが広がるよう取り組みます。さらに他の事業と連携し、これらの取組が広く実感できる仕組みづくりを検討します。

行動の例

- ・高齢者、障害者、子ども連れのお客さまに、積極的にお手伝いの声かけをします。
- ・お客様トイレをお困りの方にお貸しします。
- ・盆踊り、地域まつり、もちつき大会など地域行事を通じて、顔の見える関係をつくります。

現　況	平成 31 年度末の目標
—	制度の構築・実施

【福祉部管理課、建築課】

(2) やさしいまち通信の発行 事業番号 38

地域活動団体の情報や身近な地域の情報を発信し、外出しやすい環境を整えます。相談情報ひろばの紹介など地域での取組についても発信し、多様な人との交流を促します。

現　況	平成 31 年度末の目標
—	年 4 回発行

【福祉部管理課】

その他の取組項目

事業番号 39 小学生向けユニバーサルデザイン体験教室講師研修会	小学生ユニバーサルデザイン体験教室のあり方を検討し、ワークショップ等による学びをとおして、体験教室の講師となる主体的な区民等の支援を行います。	福祉部管理課
事業番号 40 子どもから学ぶユニバーサルデザインまちづくり展	スペシャルオリンピックス ⁹ 等の障害者スポーツ大会や小学生ユニバーサルデザイン体験教室など、福祉のまちづくり普及啓発の取組事例などを紹介します。	福祉部管理課
事業番号 41 多様な人の社会参加に対する理解の普及及啓発	多様な人の社会参加に対する理解を促すため、区民や事業者等を対象に啓発研修会を開催します。	福祉部管理課
事業番号 42 ねりま区報の発行（音声版、点字版および外国語版の発行）（月3回発行）	ねりま区報は、カラーユニバーサルデザイン等に配慮し、読みやすい文字の大きさや紙面配置などを工夫しています。また、音声版、点字版および外国語版（英語・中国語版）を作成し多様な区民への情報提供に努めています。	広聴広報課
事業番号 43 外国人のための日本語学習の支援	外国人のコミュニケーション支援のために初級日本語講座を実施しています。また、区民やさまざまな団体によって主体的に運営されているボランティア日本語教室の活動を支援します。	地域振興課

⁹ 知的障害のある方に、さまざまなスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。その他の障害者スポーツ大会では、デフリンピックや全国障害者スポーツ大会などが開催されています。

【施策4】福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

めざす方向

【福祉サービスが充実し、利用しやすいまち】

- 福祉サービスが利用しやすくなり、併せてサービスの質の向上が図られている。
- 権利擁護のための諸制度、事業者の経営の健全化、事業の透明性確保のためのシステムが整っている。

5年間の目標

福祉サービスの質的な向上を図るとともに、サービス利用の基礎となる権利擁護制度を周知し利用を推進するなど、福祉サービスが利用しやすい環境を整えます。

保健福祉サービス利用者の権利擁護を推進する

保健福祉サービスの利用者には、事業者との契約など自らの判断を求められることがあります。必要なサービスを適切に利用できるようにするために、保健福祉サービスの利用者の状況に応じて、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業による支援が必要です。

区では、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を「練馬区における成年後見制度推進機関」と位置づけており、成年後見制度の周知、普及、相談支援などをとおして制度の利用促進に取り組みます。

また、成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、「法人後見」の実施に向けた体制の整備などについて、練馬区社会福祉協議会やその他の関係機関との検討・協議を行います。

(1) 成年後見制度の利用支援 事業番号 44

「ほっとサポートねりま」では、成年後見制度の周知・普及や制度の利用を支援するために、啓発冊子類の発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施など相談活動を充実します。

また、家族会などの団体が実施する相談会や勉強会への支援も引き続き行います。

現　況	平成31年度末の目標
啓発冊子類の発行、相談会の実施など	継続実施

【福祉部管理課、練馬区社会福祉協議会】

(2) 成年後見人等の養成と支援 事業番号 45

成年後見制度の利用を必要とするだれもが、安心して制度を利用できるように、弁護士や司法書士等の専門職後見人に加えて、後見人の担い手を増やす取組が必要です。

区では、「ほっとサポートねりま」と協働して、社会貢献として後見業務を担う意欲のある区民が「社会貢献型後見人（市民後見人）」として活動できるよう、引き続き、養成事業を実施していきます。

「社会貢献型後見人」の後見業務の信頼性を高めるため、「ほっとサポートねりま」が後見監督業務を担います。

また、親族で後見人等となった人の後見業務を支援するため、情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行、個別の相談受付や研修会の開催などを行います。

現　況	平成 31 年度末の目標
社会貢献型後見人養成研修修了者数 (平成 17 年度～26 年度)　43 人	継続実施

【福祉部管理課、練馬区社会福祉協議会】

（3）地域福祉権利擁護事業の実施 事業番号 46

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）¹⁰は、物忘れや認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを選択し、円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。この事業は「ほっとサポートねりま」が担い、区では財政的な支援を行っています。

この事業の利用にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた生活環境を整え適切な支援計画を作成する必要があることから、「ほっとサポートねりま」と高齢者相談センターなど関係機関との連携をさらに強化します。

また、利用者の判断能力が低下し、事業の継続的な利用が困難となった場合には、本人の状況を考慮しながら、的確な時期に成年後見制度へ移行するなど、より適切な支援につなげていきます。

現　況	平成 31 年度末の目標
地域福祉権利擁護事業の契約者数 106 人（平成 27 年 3 月末時点）	継続実施

【福祉部管理課、練馬区社会福祉協議会】

¹⁰ この事業は「契約」を前提とするため、対象者は、その契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方となります。

取組項目2

社会福祉法人等への指導、助言を充実する

事業番号 47

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次分権一括法)により、社会福祉法が改正され、区内のみで事業を行う社会福祉法人の認可、指導検査等の権限が、平成25年4月1日に東京都から練馬区に移譲されました。

区では、社会福祉事業の適正な実施のため、関係法令・通知等に基づき、社会福祉法人・施設等への指導検査を実施し、運営全般について必要な指導、助言を行っています。

今後、専門性を要する分野においては民間の専門機関を積極的に活用するなど、指導検査をさらに充実します。また、施設等への指導検査についても、介護・障害等の事業担当部署と連携し一体的に実施します。

今後の実施が予定されている社会福祉法人制度改革では、事業運営の透明性の向上などとともに、地域公益事業¹¹の実施が社会福祉法人に義務付けられる見込みです。区は、練馬区社会福祉協議会と協力しながら、地域公益事業の推進に取り組みます。

現　況	平成31年度末の目標
練馬区内のみで活動する社会福祉法人 24 法人	充実

【福祉部管理課】

¹¹ 社会福祉事業として制度化されていない（市場による安定的・継続的な供給が望めない）福祉サービスを、地域のニーズを踏まえて無料または低額な料金により供給する事業

取組項目3

生活困窮者の自立を支援する

事業番号 48

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、失業や多重債務、また、子どもの教育など多様な課題を複合的に抱え生活に困窮した区民に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を包括的に行うことにより、生活保護に至る前の段階で、自立支援に結びつけることを目的とした制度です。

区では、生活困窮者の自立を支援するため、練馬区社会福祉協議会「生活サポートセンター」を拠点として、相談・支援の体制を整えています。

「生活サポートセンター」では、生活困窮者一人ひとりの事情や能力に応じて、丁寧できめ細かい対応を行い、課題の解決に向けた情報提供や関係制度の紹介、自立支援計画の作成などの支援を行います。

この自立に向けた支援では、生活に困窮した区民を早期に把握し、その状態に適した包括的な支援を行うことが重要とされています。そのために、地域で暮らし活動する人、団体、関係機関において、「生活サポートセンター」の存在や役割を十分に理解していただけるよう、引き続き、周知活動に努めます。

現　況	平成31年度末の目標
生活困窮者自立支援制度 発足 (平成26年度はモデル事業を実施)	制度の周知と関係機関等との連携強化

【総合福祉事務所、練馬区社会福祉協議会】

その他の取組項目

<p>事業番号 49</p> <p>保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知</p>	<p>保健福祉サービスに対する苦情や相談に適切に対応し、サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、区長の附属機関として、保健福祉サービス苦情調整委員制度を設けています。こうした制度の周知・普及に取り組み、保健福祉サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>福祉部管理課</p>
--	---	---------------